

戸田市立美谷本小学校

いじめ防止基本方針



令和8年4月1日改訂版

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・	1
第1 いじめの未然防止のための取組	・・・・・・・・・・	3
第2 いじめの早期発見への取組	・・・・・・・・・・	5
第3 いじめの早期解決への取組	・・・・・・・・・・	6
第4 いじめ防止等の対策のための取組の設置	・・・・	8
第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」 の対処	・・・・・・・・・・	11
第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策	・・・・・・・・・・	18
第7 いじめ防止に係る年間行事予定	・・・・・・・・・・	19

はじめに

戸田市立美谷本小学校いじめ防止基本方針改訂にあたって

いじめ防止等の対策は、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という基本認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行わなくてはならない。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

戸田市立美谷本小学校は、これまでも、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止基本方針」を策定した。なお、より実効性の高い取組を実施するため、市基本方針が地域の実情に即して適切に機能しているかを3年に1回点検し、必要に応じて見直すことを受け、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するための、「学校いじめ問題等対策委員会」を組織し、本校の基本方針を改訂する。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。この基本方針を定める趣旨は、学校の実情に応じて適当な体制と、児童の状況を踏まえた取組を行うこと及び学校が組織として一貫した対応をとることである。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、学校の実情に応じて適時・適切に見直す必要がある。

- 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の内容を確認しながら、全教職員に方針に基づく対応を確認する。
- 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達

成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。

- 学校基本方針の策定・見直しの過程に児童等が関わることを整える。
- 学校基本方針は学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に児童、保護者等に説明する。

いじめの定義（文部科学省平成25年）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、児童の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」及び道德教育の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる話し合いの場を設ける。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を行う。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通して、学習意欲の持続・向上を図る。
- ⑥ 道德教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度など、児童一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。
- ⑦ インクルーシブ教育やPositive Behavior Support(PBS)の考えを取り入れ、多様性を前提とした学校づくりを進めていく。

これらの取組により、全ての児童が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。

(2) 多様な考えを認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないという意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係を構築していく。また、特別な支援を必要とする児童の実態に応じた指導を行う。

- ① 児童一人一人の思いを理解し、個性を大切にする。
- ② いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③ 場面に応じた行動の仕方の基準を示す。
- ④ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤ 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成する中で、学級や学校の生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

(3) 家庭や地域・関係機関との連携

「いじめを絶対に許さない」という強い意志を、教職員・保護者・地域が共有することが、いじめを防止する力となる。そして、三者が相互に情報の共有・共通理解を

深め、いじめを根絶する。いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。学校運営協議会、PTAや学校応援団、民生委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気付かせることも必要である。

いじめの問題への対応においては、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関、戸田市立教育センター等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士や保健師、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

また、被害児童に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

- ①「いじめを許さない」アピールを積極的に学校が発信し、保護者に協力を求める。
- ②保護者が子供の変化を察知したら、気軽に学校に相談できる体制を作る。
- ③保護者同士の密接な関係を構築することに努め、児童の問題行動等の情報を早期に発見できるようにする。
- ④学校応援団による登下校見守り活動・授業への参加を呼びかけ、地域の住民から子供たちが見守られている意識の醸成を図る。

（４）啓発活動

11月のいじめ撲滅強調月間を活用して、児童による自発的な取組を行い、いじめ撲滅の意識の高揚を図る。その際、いじめ撲滅のティッシュを各校の実態に合わせて配布する。新年度には、新入学児童の保護者向けに、いじめ対応保護者向けリーフレットを作成し配布する。

（「戸田市中学校いじめ撲滅宣言」や「戸田市小学校いじめのない楽しい学校宣言」の遵守と推進）

第2 いじめの早期発見への取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩である。本校では、全職員が「いじめはどの児童にも起きている」との認識の下、美谷本小学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導委員会・各教科等部会などで以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否かを、学校評価（内部・外部）をもとにして分析し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭）

「いじめの適切な認知」については、文部科学省の定義を再確認し、肯定的に評価して認知していくと共に、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努める。いじめの初期と思われる段階で発見するための方法を研修等で共通理解を図り、その芽を摘むことに全力を尽くす。また、全児童対象とした「心のアンケート」の実施、教育相談、電話相談・SNS相談窓口の周知により、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。さらに、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談も受け入れられるようにしておく。また、毎日の健康観察とともに、教育総合データベース等を活用する。

(3) 学習指導（各担任）

日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、「学ぶ喜びを味わうようにする授業」の創造に努める。

そのために、教材研究を深め、日々の授業力向上に努める。学力向上部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気付く。
- ②気づいた情報は確実に共有する。
- ③情報へは速やかに対応する。

（管理職への躊躇ない報告と臨時生徒指導委員会の招集）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

第3 いじめの早期解決への取組

※いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、多の事情も勘案して判断しなければならない。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校対策委員会（P. 8 第4参照）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている児童への指導、保護者への対応

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」を理解させ、直ちに止めさせなければならない。また、保護者に対しては、いじめの事実を知らせ、本人に再確認するとともに、いじめの深刻さを認識してもらい、学校の取り組み方針を伝え、協力を求めていく。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等、客観的に事実関係を確認した上で適切に指導を進める。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に指導するとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。

⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。

⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を初めとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」を通じて、理解を深めておく必要がある。また、弁護士による研修会を開催し、教育的思考だけではなく、法的思考をもち児童及び保護者への対応が進められるようにする。さらに、性の多様性についての教職員への正しい理解を図る。

（2）いじめられている児童への支援、保護者への対応

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉かけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。また、保護者に対しては、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明するとともに、児童の様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。

②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。

③不安を除去し、安全確保に努める。

④身近な大人へ相談することの重要性を伝える。

⑤自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。

⑥不安を抱いている対人関係の回復を支援する。

⑦機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

（3）周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらないので、いじめている児童と同一の対応をしていく。

（4）見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報を聞いたりあるいはその行為を見たりした時、それを放置し見て見ぬふりをしないことを意識し、実践させる取り組みを支援していく必要がある。

①当事者の気持ちを考えさせ、いじめは他人事ではないことを理解させる。

②いじめを知らせる勇気をもたせる。

③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土を学級全体につくり、学級内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①学級内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いなどをおして、いじめを考える。
- ②見て見ぬふりをしないように指導する。
- ③自らの意志によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤日頃から道德教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等での学級の連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第4 いじめの防止等の対策のための取組の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

法に基づき、学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、「学校いじめ問題等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。

学校対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

【役割①】 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

【役割②】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・児童や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

学校対策委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談部代表、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の生徒指導委員会を母体として構成する。（実情に応じて構成員は校長が決定し、個々のいじめの未然防止・早期発見・事案対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とする）

学校対策委員会が校内のいじめに係る実効的な組織として機能することが重要であり、定例の生徒指導委員会と棲み分けを行い、生徒指導委員会前後や合同で会議を開催して取り組む。

ただし、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に関わる学年主任、担任等の少数の教職員で開催することもある。

また、教育委員会に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が定期的に学校訪問や会議への出席ができるよう要請するとともに、いじめ事案発生時には、状況に応じて専門的な見地から関わるように依頼する。

あわせて、児童及びその保護者が、学校対策委員会の存在やその取組について認識できるよう、様々な機会を通じて周知する必要がある。なお、法第28条第1項に規定する重大事態について、学校が調査を行う場合は、学校対策委員会を母体とした上で、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた“拡大学校対策委員会”を組織し、重大事態の調査を行う。

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。（市教育委員会において、学校対策委員会会議の記録等の確認がある。

【役割① 学校全体でのいじめ防止対策の推進における体制】

学校対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、養護教諭
（スクールカウンセラー）（スクールソーシャルワーカー）（スクールサポーター）

※校内の生徒指導委員会を母体とし、学校の実情を踏まえて校長が定める。

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

【役割② 重大事態調査を行う調査組織】

拡大学校対策委員会

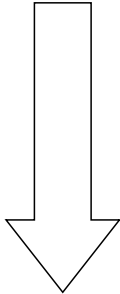
校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、（スクールソーシャルワーカー）（スクールサポーター）、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

㊦最悪の事態を想定し ㊧慎重に ㊨素早く ㊩誠意をもって ㊪組織で対応
※いじめの対応から解消まで、組織的な対応をする。

※各段階において記録を作成する。

(1)いじめの訴えの適切な把握

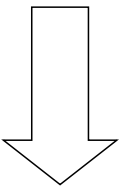


《正確な事実関係の把握、状況確認、報告》

- ・被害を訴えた児童 A の状況確認、被害状況、本人の思い(苦痛の有無、加害側・学校への要望等)
- ・詳細な事実関係の確認の要否
- ・被害状況に応じて警察等との連携の要否
- ・重大事態の該当性の検討
- ・保護者への情報共有を含めた今後の対応の見通し

(2)学校対策委員会を開催し、組織での対応方針の検討

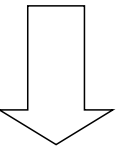
校長の下、迅速に対応できる体制



《情報収集に基づく全体像、事実関係の正確な把握、いじめ認知、対応、支援、指導について》

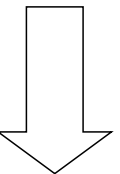
- ・事案の内容を共有(A の訴えの内容、A の現在の様子や要望)
- ・A への支援方針及び加害、関係児童への聴き取り等の検討
- ・SC や SSW の連携、警察等外部連携の要否を判断
- ・A 保護者への連絡、共有内容の確認

(3)適切な事実確認(聴き取り・アンケート調査の実施等)



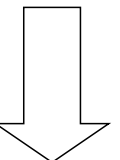
- ・加害児童 B、関係児童に確認
- ・「いつ、どこで、どんなできごとがあったのか、その時どんな風を感じたか」具体的に聴き取りをする。

(4)学校対策委員会を開催し、組織での指導方針の検討



- ・A に対する支援、加害、関係児童に対する指導方針の検討、決定
- ・加害、関係児童の保護者への連絡、共有内容の確認
- ・いじめ認知の場合、いじめ認知アプリに入力 ※年3回市教委へ報告

(5)いじめられた児童への適切な情報提供といじめた児童への対応



- ・被害児童 A には、支援・徹底して守ることを伝え、信頼関係を築く
- ・A 保護者及び、加害児童への連絡
- ・学校対策委員会で確認した指導支援方針に基づく対応の継続

(6)学校対策委員会を開催し、解消までの見守り

- ・いじめ解消を判断(いじめが止んでから3か月以上の経過、A 及び保護者に確認し現在苦痛をかんじていないことが確認された)

第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対処

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、迅速に全力をあげて重大事態の対応にあたる。

重大事態の対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」（以下、単に、国のガイドラインという。）に具体的かつ詳細に調査の進め方が記載されていることから、原則として本校における重大事態調査についても国のガイドラインに沿って対応する。

ただし、国のガイドラインにおいても、「重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではない」とされていることから、調査組織の判断の下、事案に応じて国のガイドラインによらない、より適切な方法で調査を行うこともある。

本基本方針では、国のガイドラインを踏まえ、本校における重大事態調査の基本的な進め方について記載する。

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（1）重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめ

により対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

そのために、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築するようにする。

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢

重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象児童・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを中心に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象児童・関係児童の学校生活が続いていることから、対象児童の見守りや心のケア、関係児童に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して児童に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象児童・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象児童・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係児童等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、市教育委員会又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、市教育委員会又は学校として判断したということであり、市教育委員会又は学校は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考

としつつ、法第 23 条第 2 項や法第 24 条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第 23 条第 2 項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等は行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間 30 日の欠席を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が 30 日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告を行う。（市教育委員会は、法に基づき市長まで以下の事由を報告することになる。）

- ・学校名
- ・対象児童の氏名、学年
- ・報告時点における対象児童の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象児童・保護者等との情報共有が重要であることから、窓口となる者（教頭等）を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り掛かる。

具体的には、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校対策委員会の会議録、本校がどのような対応を行ったかの記録等を基礎資料とする。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は市教育委員会又は学校が調査主体となつて行うこととされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会が判断する。

学校主体となる場合も法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会から指導助言を受け、連絡を密にしながら調査を実施する。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けて調査を行う。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

学校が主体となる場合は、原則として、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校対策委員会」において調査を行う。（市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式と

なる「いじめ問題調査委員会」において調査を行う)

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象児童・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、2段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第7章第2節に記載の事項とする。

<国のガイドライン第7章第2節(1)対象児童生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載>

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童・保護者及び関係児童・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとる。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

関係児童・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童や保護者等の協力が重要である。

基本的には、(4)対象児童・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を

行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。

対象児童・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

<国のガイドライン第8章 第2節(1) 調査全体の流れ(該当箇所抜粋)>

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓

② 対象児童・保護者からの聴き取り

↓

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼(※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。))

↓

④ 事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)

↓

⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥ 報告書の作成、取りまとめ

(2) 調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節(3)～(6)に記載があるため、これを参照しつつ、市教育委員会の指導助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・保護者に対して確認をとることも考えられる。

(3) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第 28 条第 2 項に基づき、対象児童・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

対象児童及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえ、成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有したり、メールを活用したりする児童も増えてきている。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。児童の実態を把握し、状況に応じてデジタル・シティズンシップ教育について保護者と連携しながら指導していく。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

①メール

パソコンや携帯電話などで文字メッセージや画像データを交換するシステム。

②Wi-Fi

無線LANの一つ。ゲーム機にもついていて、インターネットに接続できる。

③You-tube など

動画コンテンツ共有サイト。

④ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblog の略。

⑤掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。

⑥SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。X (twitter) や Facebook、LINE、カカオトーク、TikTok、インスタグラムなどが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通してデジタル・シティズンシップ教育の取組の推進を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)総合的な学習の時間やパソコンでの調べ学習の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室(警察関係)や、ネット講演会(関連会社)を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

(カ)デジタル・シティズンシップについて年間計画を作成し、系統立てて指導していく。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

(ウ)様々なネットトラブルや被害を学級懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容及び対象学年等
4月	・いじめ防止の校内研修（教職員） いじめ防止基本方針について、いじめの定義、重大事項、組織で対応、
5月	・リフレイミング（春季休業中） ・あいさつ運動（管理職）・・・毎日 ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年） ・「美谷本っ子ポカポカ言葉」の教室掲示 ・懇談会において、保護者・地域へいじめ撲滅のための校内の取組説明及び啓発 ・みやリンピックに向けての練習（クラスの枠を超えた協調性） ・「心のアンケート」調査（いじめに関する）①（全学年）PC
6月	・生徒指導担当連絡協議会 ・児童集会における「美谷本っ子ポカポカ言葉」の音読（全学年） ・デジタル・シティズンシップ教育（全学年）月1回
7月	・南部生徒指導研究協議会の報告
8月	【いじめ防止、早期発見、早期解決に係わる研修】 ・「心のアンケート」調査（いじめに関する）②（全学年）紙
9月	・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の前期評価・改善検討
10月	・個人面談（保護者との連携・情報収集） ・音楽会に向けての練習（豊かな心の醸成） ・3 d a y s を活用した小中交流会（6年生、3 d a y s に来校した中学生）
11月	・いじめ撲滅強調月間の取組（児童会によるいじめ撲滅運動の推進） ・児童会によるいじめ撲滅取組発表会 ・戸田市ピースプロジェクトの実施（いじめ撲滅ティッシュの配付等） ・児童集会における「美谷本っ子ポカポカ言葉」の音読（全学年） ・「心のアンケート」調査（いじめに関する）③（全学年）PC ・学校運営協議会における「いじめ防止に関する取組」報告・評価
12月	・「心のアンケート」調査（いじめに関する）④（全学年）紙
1月	・情報ネットモラル教室（高学年）
2月	・「美谷本小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の振り返り・見直し
3月	・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討（教職員）

～いじめはどの学校にも、どの子供にも「起こり得る」から、
「起きている」という基本認識のもと、いじめ防止等の対策を行う～

5